六　その他（十三職種二十作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業	鉄道車両整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会
	空気装置検修・解ぎ装作業		
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十八作業）

職種	作業
（略）	
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業
	空気装置検修・解ぎ装作業
木材加工	機械製材作業

八　（略）

六　その他（十二職種十九作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業	鉄道車両整備技能実習評価試験	一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会
	空気装置検修・解ぎ装作業		
（新設）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十職種三十七作業）

職種	作業
（略）	
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装作業
	空気装置検修・解ぎ装作業
（新設）	

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一